

26S

山城国京都駕輿丁文書目録

解題…………… p. 9

目録……………p. 11

山城国京都駕輿丁文書目録 解題

- A. 史料群記号 26S
B. 史料群名 やましろのくにきょうと か よちようもんじよ
山城国京都駕輿丁文書
C. 数量 32点
D. 伝来の経緯

1951年度に旧三井文庫保管のものを譲渡された。各文書の中には、旧三井文庫が史料を受け入れた年月日を記した付箋が裏表紙に糊づけされたものがある。総点数32点のうち、1932年(昭和7)7月7日付がNo.14、20～29の11点、同年12月12日付がNo.8、9の2点、1933年8月14日付がNo.2、4～7の5点、1934年11月27日付がNo.30、31の2点、1935年11月12日付がNo.10、11の2点、同年12月6日付がNo.12の1点、1936年1月24日付がNo.3の1点である。また、「駕輿丁由記」(No.1)は、1936年3月に日本経済史研究所の所蔵原本を複製したものである。

E. 出所の歴史

律令制下の駕輿丁の集団は、左右近衛府と左右兵衛府(四府)に属し、天皇の行幸にあたり鳳輦ほうれんをかつぎ、常には輿宿に奉仕する雑色人であった。駕輿丁を指図する役は兄部このこうべ、及び沙汰人である。室町期になると駕輿丁は無力化した四府の管理を離れて外記と官務に直属するようになり、さらに官職の世襲化につれて中原家や壬生家の属僚となった。鎌倉中期以降は商工業者化が始まり四府駕輿丁座が形成され、紙折敷・葉並唐物・白布・酒麴並酒・引物・馬・銅・材木・古物・茜・鍛冶炭・味噌・高利貸・竹・紺・索麵・綿・麩等の18種類の課税免許の特権を持ち、綿並組・鳥・古銭・鋤柄・絹・赤染町帷・呉服・米の8種類は専売権を有するまでになった(豊田武「四府駕輿丁座の研究」)。

豊臣秀吉の楽座令により駕輿丁の特権は否定されたが、近世になっても駕輿丁の組織は残り、天皇の行幸に供奉した。兄部・沙汰人・駕輿丁は、いずれも町家の主人が勤めた。江戸期は無位無官であったが、慶応3年(1867)になって座人全員が従八位下に叙され、国の目さかんに任ぜられた(下橋敬長『幕末の宮邸』)。

F. 年代 文化14年(1817)～明治33年(1900)。ただし、内容年代は正応5年(1292)に遡る。

G. 全体構造と内容

本史料群は、旧三井文庫が8回にわたり収集したコレクション史料である。これらの記録文書の作成の契機となった出所は、次の1機関、および5家と推定される。

1. 日本経済研究所所蔵写本
2. 青山家(左近府駕輿丁座人)
3. 野口家(右近府駕輿丁座人)
4. 森田家(左近府駕輿丁座人)
5. 小野家(右近府沙汰人)
6. 仙洞御所付仕丁仲間

上記のように出所を特定した理由、及び各史料群の内容等については、目録本文の各項目において説明する。なお、2. 青山家の中には右近府兄部を世襲した大石家の写本が含まれている。

H. 形態の特徴

目録本文の各項目を参照のこと。

I. 整理の方針

本史料群は、これまでカード目録により閲覧・利用に供してきた。本目録に収録するにあたり、整理番号はカード目録のものを用いた。史料には旧三井文庫の蔵書印が押されているが、本史料群が旧三井文庫の収集史料群であることは明らかなので、あえてそれらの情報を目録本文の備考には示さなかった。

J. 関連史料の所在

駕輿丁座人を出所とする他の史料群については不詳。公家の日記等における駕輿丁関係史料については、L. 参考文献の奥野高広論文を参照のこと。

K. 利用上の注意点

「駕輿丁由記」(No.1)は原本ではないので注意が必要。

L. 参考文献

豊田武「四府駕輿丁座の研究」(『史学雑誌』45編1、1934年)

奥野高広「四府駕輿丁座の新史料について」(『古文書研究』9、1975年)

下橋敬長『幕末の宮廷』(東洋文庫353、平凡社、1979年)

| 表題／作成・授受／備考 | 年代 | 形態 数量 | 整理番号 |
|-------------|----|-------|------|
|-------------|----|-------|------|

1. 日本経済史研究所所蔵写本

日本経済史研究所が所蔵する写本を昭和11年(1936)3月に旧三井文庫が印写した複製本。内容は、正応5年(1292)の四府駕輿丁の諸役免許状写に始まり、文化14年(1817)から明治2年(1869)までの秦氏宛駕輿丁補任状の写、「補任状ヲ有セサル理由書写」が書写されている。

| | | | |
|----------------------------|--------------|----|---|
| 駕輿丁由記 複製本、付、三井文庫駕輿丁資料目録 | (正応5年～明治33年) | 1冊 | 1 |
|----------------------------|--------------|----|---|

2. 青山家

史料No.2は、「駕輿丁記事」の内題をもつ書冊1点で、内表紙には「青山氏所蔵記」(縦7.3×横2.0cm)の蔵書印、「青山蔵」の墨書がある。青山氏宛の書状や書付類が貼付されており、本史料は青山家に旧蔵されたものと見られる。

青山家は代々長兵衛を名乗り、出町通今出川上ル廬山寺町に居住して米穀荒物を商売し、「木屋」を屋号とした。元治元年(1864)12月に左近府駕輿丁座人の欠員が出たことから、「青山図書」の名で駕輿丁座人に召し出されたという。史料No.2にはその時の経過が記され、さらに正応5年(1292)以来の四府駕輿丁の諸役免許状写、由緒書上、明治元年(1867)と同3年の9月改の「左近府駕輿丁席順并宿所書」、明治33年(1900)8月に旧官人駕輿丁が士属編入の願い出のため戸籍を提出した際の青山長兵衛の書類を載せる。明治3年改の「左近府駕輿丁席順并宿所書」には、朱書で「原書ハ元左近衛府兄部タリシ安本方ニ在リシヲ、明治三十三年八月之ヲ謄写ス、但、原書中ノ付紙ハ朱字ヲ以テ記ス」とあり、左近衛府兄部の蔵本を書写したものであるという。したがって、No.2史料は、明治期の当主青山長兵衛が他家の駕輿丁史料や自家の史料をもとに編纂した写本であろう。

No.2～No.7までの史料は、半紙判の料紙に渋皮刷毛目表紙を付け、同種の題箋に表題の墨書があるといった装丁の共通点がある。旧三井文庫の受入日は、No.3のみ1936年11月24日で、他はいずれも1933年8月14日である。No.3～No.7は、右近衛府兄部を世襲した大石家が所蔵した記録文書の写本であるが、これらも青山長兵衛が書写したものであろう。

「駕輿丁大石中務参役覚書内容」(No.3)は、三節会(元日・白馬・踏歌)・新嘗祭・豊明節会参役の覚書、同参役交名認様雛形之写、左右近衛大将着陣本陣参役覚などからなり、天保から慶応にかけての参役の分担、駕輿丁座の人員構成などがわかる。

| | | | |
|------------------------------------|------------------|------|---|
| 駕輿丁記事 青山蔵、「青山氏所蔵記」朱印あり、 ○大石家 | (正応5年1月～明治33年) | 半 1冊 | 2 |
| 駕輿丁大石中務参役覚書 | (天保2年1月～慶応3年) | 半 1冊 | 3 |
| 駕輿丁諸用留 | (文久2年4月～慶応3年11月) | 半 1冊 | 4 |
| 駕輿丁御用控 | (文久3年3月～11月) | 半 1冊 | 5 |

| | | | |
|--------|------------------------|------|---|
| 駕輿丁御用控 | (明治元年)閏4月20日 ～9月18日 | 半 1冊 | 6 |
| 回達留 | (慶応3年12月11日～同 4年9月) | 半 1冊 | 7 |

3. 野口家

野口家は、右近府駕輿丁座人。召し出しの時期、住所などは不詳。座人名は「野口左近」。史料の表紙に「貳番」と「四番」と墨書があるので、1番と3番を欠くのがわかる。旧三井文庫の受入日は、いずれも1932年12月12日。

| | | | |
|----------------------|----------------------|------|---|
| 御駕輿丁御用留 貳番 右近府野口家 | 文久元年8月～文久3年 12月9日 | 半 1冊 | 8 |
| 御駕輿丁御用留 四番 右近府野口家 | 慶応3年9月～明治3年6 月 | 半 1冊 | 9 |

4. 森田家

森田家は、左近府駕輿丁座人。召し出しの時期は不詳。室町通正保下ル東側下京三番組烏帽子屋町に居住した。座人名は「森田左膳」。旧三井文庫の受入日は1935年11月12日。

| | | | |
|-------------|--------------------------|--------|----|
| 御触控 毛利多氏 | 辰之秋(慶応4年5月～ 明治3年閏10月) | 横美半 1冊 | 10 |
| 御触控 森田性 | 慶応3年8月～明治元年 5月 | 横美半 1冊 | 11 |

5. 小野家

小野家は右近府沙汰人を世襲した。旧三井文庫の受入日は、No.12は1935年12月6日、No.13～No.29は1932年7月7日と異なっているが、内容から同一出所の史料と判断した。いずれも右近府駕輿丁の機能に関わって作成、授受、保管された記録文書であり、他家の蔵本を書写した写本は含まれていない。幕末・維新期の駕輿丁座の動向がわかる。

| | | | |
|--------------------------|---------------|------|----|
| 御用日記 再壹番八番 小野民部 | 万延元年10月 | 半 1冊 | 12 |
| 旅籠諸入用払 小野家 | 慶応2年3月 | 半 1冊 | 13 |
| 宿々人足諸用払 | 慶応2年3月 | 半 1冊 | 14 |
| 御東幸駕輿丁支度金配分帳 | | 半 1冊 | 15 |
| 御再幸駕輿丁支度金配分帳 | 明治2年3月 | 半 1冊 | 16 |
| 伊勢駕輿丁支度金配分帳 | 明治2年3月 | 半 1冊 | 17 |
| [武州一ノ宮氷川神社行幸供奉に付駕輿丁嘆願書控] | 明治3年(閏10月19日) | 半 1冊 | 18 |

| | | | |
|--|-------------|--------------|----|
| 駕輿丁一同→壬生正五位殿 | | | |
| 御鑑札受取帳 | 明治3年6月 | 美 1冊 | 19 |
| 〔御鳳輦駕輿丁奉任手配図〕 | | 22.3×16.7 1鋪 | 20 |
| 〔即位式紫宸殿之儀諸役見取図〕 | (文化14年カ) | 41.1×51.0 1鋪 | 21 |
| 〔光格天皇讓位仙洞行幸道筋見取図〕 | | 62.0×56.0 1鋪 | 22 |
| 〔左大史小槻宿禰補任状〕(右近府駕輿丁) 修理東大寺大仏長官主殿頭兼左大史小槻宿禰(花押)→(藤原直道) | 寛政2年2月6日 | 豎 1通 | 23 |
| 右近府沙汰任駕輿丁印鑑(控) | | 折 1通 | 24 |
| 覚(人足馬荷物宿継用意下知証文) 衛士重織衛内渡辺平助(印)→従大津中仙道木曾路日光壬生通京都迄宿々問屋年寄中 | 文政13年閏3月29日 | 折 1通 | 25 |
| 乍恐奉願上候(鴨社行幸に付右近府沙汰人代吹拳願状控) 右近府沙汰人小野民部→官務殿 | 文久3年3月 | 折 1通 | 26 |
| 〔駕輿丁座19人太政官達請状〕(慶喜以下賊徒征伐に付軍旅用意) 山上主計・安達太兵衛・福留帶刀・安部藤兵衛・山本縫殿・橋本主殿・河北主税・樋口藏人・船橋織部・森治郎右衛門・森治兵衛・池上弥右衛門・小野清左衛門・藤村隼人・駒井右兵衛・飯室伊織・藤井兵部・高井雅楽・羽田監物連印 | 慶応4年2月3日 | 折 1通 | 27 |
| 口状覚(駕輿丁座19人追討の件に付請状) 山上主計・船橋織部・森治郎右衛門・森治兵衛・池上弥右衛門・小野清左衛門・安達太兵衛・福留帶刀・安部藤兵衛・山本縫殿・橋本主殿・藤村隼人・駒井右兵衛・河北主税・飯室伊織・藤井兵部・高井雅楽・羽田監物・樋口藏人連印→小野肥後大目殿 | 慶応4年1月 | 折 1通 | 28 |
| 〔廻章留〕 | (慶応4年) | 横美 2冊 | 29 |

6. 仙洞御所付仕丁仲間

仕丁とは御厨子所に属して日々朝廷に供御を持参する役で、駕輿丁と直接には関係がない。No.30は、洞中付仕丁頭仲徳左衛門以下、114名の仕丁の名前、切米高・扶持料、担当役名を記した帳簿の控。No.31は、仙洞付仕丁の仲間詰所において作成された留帳で、仕丁の召出、転役、代番、退役の記事が書き留められ、「印」の届出帳としての機能も見られる。旧三井文庫の受入日は、いずれも1934年11月27日。

| | | | |
|---------------------|---------|------|----|
| 仙洞御所仕丁頭以下分限名前帳扣 | 文化10年改 | 半 1冊 | 30 |
| 仲ヶ間出勤転役年月留帳 詰所当番 | 嘉永7年9月改 | 半 1冊 | 31 |